

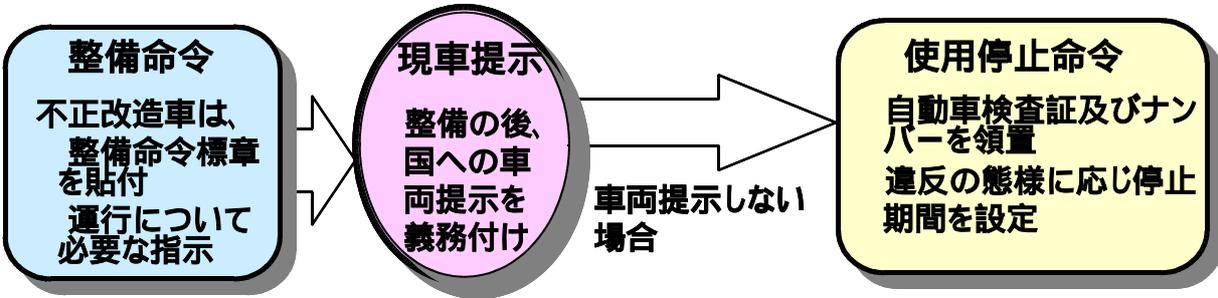
不正改造車の撲滅

1. 不正改造そのものを禁止する規定を新設

(具体的な不正改造の事例)

- 著しい騒音を生じさせる改造(消音器切断、不正マフラー取付け等)
- 走行安定性を損なうような車高上げ、路面接触等通行に支障をきたす車高下げ
- 車体からはみだすような幅広タイヤの装着
- 運転視界を妨げる濃い着色フィルム貼付

2. 不正改造車に対する整備命令の新設



整備管理者の選任義務の緩和の概要

自動車の点検及び整備に関し特に専門的な知識を必要とするものに限定

車種	現行の規制		見直しの方向性
		選任が必要となる台数	
バス (乗車定員11人以上の自動車)	1台以上	→	現行どおり マイクロバス (乗車定員29人以下) については緩和
事業用トラック、タクシー ----- 自家用大型トラック (車両総重量8t以上)	5台以上	→	現行どおり
自家用乗用車 自家用中・小型トラック (車両総重量8t未満)	10台以上	→	選任不要とする レンタカーは 現行どおり